

鉄道事業者に駐輪場の付置義務を課す自転車法の改正を求める
意見書

上記の議案を提出する。

平成23年3月14日

提出者

15番 松本清治

18番 石井一徳

4番 梶 雅子

10番 桑津昇太郎

21番 田辺あき子

24番 露木正司

武蔵野市議会議長 島崎義司 殿

鉄道事業者に駐輪場の付置義務を課す自転車法の改正を求める意見書

武蔵野市にある鉄道3駅（吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅）周辺の駐輪場対策に、市は多大な市民の税金を使い、またその確保に苦慮してきました。

しかしながら、駐輪場の利用者のほとんどが鉄道の利用客であるにもかかわらず、鉄道事業者の対応は不十分なものと言わざるを得ません。これは現行の「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（以下「自転車法」という。）が、鉄道事業者には協力義務しか求めていないためであります。

よって、武蔵野市議会は貴職に対し、鉄道事業者に鉄道駅への駐輪場の付置義務を課すよう自転車法を改正することを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月 日

武蔵野市議会議長 島 崎 義 司

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

あて